

地域女性活躍推進交付金実施要領

制定 平成 27 年 2 月 12 日府共第 96 号
内閣府男女共同参画局長通知

第 1 目的

この実施要領は、地域女性活躍推進交付金交付要綱（平成 27 年 2 月 12 日付け府共第 95 号内閣府事務次官通知。以下「交付要綱」という。）第 3 第 1 項の規定に基づき、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

第 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第 3 事業内容

- 1 地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地域における関係団体・企業等が連携した上で行う、次に掲げる取組を実施するものとする。
 - (1) 域内における女性の活躍推進に関する施策についての計画の策定
 - (2) (1) の計画に基づく女性の活躍推進に資する取組の実施
 - (3) (1) 及び (2) の実施による効果の検証及び今後の課題の整理
- 2 都道府県又は市町村は、(1) から (3) までに掲げる全ての取組を本事業において実施するものとする。

第 4 委託

- (1) 都道府県又は市町村が適切と認める団体に、本事業の一部を委託することが必要かつ合理的・効果的な業務については委託を行うことができるものとする。この場合において、委託を行う都道府県又は市町村は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも都道府県又は市町村であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

- (2) 都道府県又は市町村は、委託契約を締結するに当たっては、当該都道府県又は市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とし、これによりがたい場合であっても、各都道府県又は市町村の財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこと。

第 5 地域内の他団体・企業等との連携

都道府県又は市町村は、連携して本事業を実施する団体のほか、地域内の他団体・企業等と可能な限り連携を図り、地域ぐるみの取組となるよう留意するものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 2 月 12 日から施行する。